

手話言語条例 構成案

モデル案	杉並区手話言語条例	品川区手話言語条例	国立市手話言語条例	(仮称) 多摩市手話言語条例
前文	前文	前文	前文	前文
目的	目的	目的	目的	目的
			定義	定義
基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念
市（町村）の責務	区の責務	区の責務	市の責務	市の責務
市（町村）民の役割	区民の役割	区民の役割	市民の役割	市民の役割
	事業者の責務	事業者の役割		事業者の責務
	手話を必要とする者及び聴覚障害者関係団体等の責務			聴覚障がい者関係団体等の責務
施策の策定及び推進			施策の推進方針	施策の推進
○手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策	手話を学ぶ機会の確保		○手話言語に対する理解及び手話言語の普及に関する こと	○手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する こと。
○市（町村）民が手話言語による意思疎通や情報を得る機 会の拡大のための施策	手話通訳者の養成、人材確保等		○手話言語による情報の発信及び取得に関すること	○手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大に関 すること。
○市(町村)民が意思疎通の手段として手話言語を選択す ることが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環 境の構築のための施策			○手話言語による意思疎通の支援に関すること	○ろう者が手話を使用しやすい環境の構築に関する こと。
○手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話 言語による意思疎通支援者のための施策			○手話言語を学ぶ機会の確保に関すること	○手話を学ぶ機会の確保に関すること。
○ 前4号に掲げるもののほか、市(町村)長が必要と認め る事項			○手話通訳者その他の手話による会話ができる者の確 保及びその活動環境等の充実に関すること	○手話通訳者の確保及び活動環境の充実に関するこ と。
○市(町村)は、前項に規定する施策を推進するため、方 針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものと する。			○災害時における迅速な手話言語による情報の発信に 関すること	○ 災害時における、ろう者に対する情報保障に関す ること。
○市(町村)は、施策の推進方針を定めるとともに、実施 状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通 支援者等が参画する○ ○市（町村）手話言語施策推進 会議（以下「推進会議」という。）を設置する。			○全各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成す るために必要な事項	○全各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成 するために必要な事項。
○前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、 別に定めるものとする。			○推進方針は、市が定めるしょうがいしゃのための施 策に関する基本的な計画との調和が保たれなければならない。	
○市(町村)長は、施策の推進の実施状況を公表するとと もに、不断の見直しをしなければならない。			○市は、推進方針の策定に当たっては、手話言語を必 要とする市民、手話通訳者その他関係者の意見を聴か なければならない。	
	災害時等における措置			
財政措置	財政上の措置			財政措置
委任	委任	委任	委任	委任
附則	令和5年4月1日	公布の日（令和3年7月15日）から施行する	公布の日（令和5年9月22日）から施行する	令和7年1月施行予定